

2020

Super Cycle Enduro

競技規則書

Road レース共通競技規則

上記の大会は、以下の競技規則に従って開催致します。安全で公平な競技を行う為必要不可欠な事なのでライダー及びメカ(付き添い)の方も必ず読んで頂き厳守されるようお願い致します。

大会規則 (総則)

第1条 大会名称：

Super Cycle Endure <スーパーサイクルエンデュロ>

第2条 競技種目：

ロードバイク(自転車)による耐久レース

第3条 主催者：

〒354-0043

株式会社 MC プロダクト

埼玉県 入間郡 三芳町竹間沢 332-1 TEL049-215-5983 FAX049-290-9433

<http://www.mc-pro.co.jp> / E-mail info@mc-pro.co.jp

第4条 運営組織：

大会委員長	佐藤 治史	大会副委員長	水野 淳	大会事務局	鶴岡
競技委員長	佐藤 治史	副競技委員長	鈴木 正人	計時委員長	水野 淳
技術委員長	鈴木 正人	コース委員長	高橋 恒夫	副計時委員長	倉林 綾子

第5条 開催場所：

各大会要綱による開催場所

第6条 開催日：

レース日程表による

第7条 参加者：

- 7-1 一般のスポーツバイクに乗ることができる男女で大会ルールを守り一人の人間として一般的な常識を持ち、レースを楽しむことの出来る方。
- 7-2 20歳未満の方は親権者の署名、捺印が必要で、16歳未満の方でも親権者または親権者が委任する方の同伴者があれば参加を認めます。
- 7-3 本大会に参加できるグループ1チームあたりの人数の制限は無い。

第8条 出場車両：

- 8-1 国内外の一般市販車両であること。
一般市販車両とは、通常の自転車の販売店で手に入る車両。

第9条 出場区分：

- 9-1 90分レースは初心者を対象とする。
- 9-2 3時間及び4時間レースは、初心者から中級者・上級者を対象とする。
- 9-3 上記のレースは基本シリーズ戦とするが場合によっては、3時間レースのみが、シリーズ戦となる場合がある。

第10条 賞典：

- 10-1 賞典は各クラスの締め切り時点の参加人数で決まる。

第11条 参加費：

- 11-1 参加料金は各大会案内書を参照する事。
- 11-2 当日エントリーの場合は基本ありません。
- 11-3 一度受理された参加料は、如何なる場合があっても一切返却致しません。
中止の場合は参加賞をお送りして終了となり参加費の返金は致しません。(13-1)

第12条 参加申込み：

- 12-1 本大会に参加をする場合は、SPORTSENTRY または、Lawson Do SPORTS 等の WEB エントリーより申し込む方法。
- 12-2 大会ホームページよりE-mailエントリーでエントリーをして2日以内に事務局指定の口座へ振込みをして申し込む方法。
- 12-3 主催者は理由を明示せず、参加申し込みを拒否する権利を有する。
- 12-4 申込書に必要な事項がもれているのが分かった場合、事務局は受理しない場合がある。
- 12-5 エントリーの意思が有り、入金が出来ず、事務局へ当日払いを希望し連絡も無く不参加した者は、次大会のエントリーを拒否される事がある。
(シリーズチャンピオンの場合は資格を剥奪する場合がある。)
- 12-6 虚偽の申込み・申込み本人以外の出場(不正出走)は認めません。
発覚した場合は出場を取り消す。

第13条 参加料の返却について：

- 13-1 参加料金の返金は、大会準備のために参加賞や商品等を購入しているために如何なる理由でも返金は、いたしません。
中止等の場合は、参加賞をお送りして終了となります。
- 13-2 申込み後の自己の都合によるキャンセルは出来ません。
また、過剰入金・重複入金の返金も出来ません。

第14条 振込先：

- 14-1 三井住友銀行 志木ニュータウン支店 普通口座 0816268
株式会社MCプロダクト
- 14-2 ゆうちょ銀行から送金の方
記号 10330 番号 87969621 株式会社MCプロダクト

第15条 誓約書への署名：

- 15-1 大会に参加する全ての参加者は主催者が用意した誓約文に同意の上署名捺印をしなければならない。
WEB エントリーの場合は同意しないとエントリーが出来なくしているため署名捺印の必要はない。
- 15-2 20歳以下の未成年者の参加については親権者の承諾が必要である。

第16条 公式通知：

- 16-1 本大会規則に記載されてない、競技に関する規則(ローカルルール等)及び指示事項は、大会当日にライダーズミーティングで告知される。

第17条 大会の中止：

- 17-1 地震・風水害・降雪・事故・事件や伝染性疾患の予防や蔓延を理由とする行政指導など大会当日の参加者や会場の安全確保等が出来ない様々な原因が想定されますが、その場合は大会は中止と致します。
また、大会2日前までに中止になった場合は、大会ホームページのお知らせ欄に掲載するので、参加者は大会当日必ず確認をすること。
また、大会当日に中止が決定した場合は、大会当日の朝6:00までに大会ホームページに掲載をするので必ず確認をください。
なお、中止になった場合は、参加賞をお送りして終了となり参加費の返金は致しません。

第18条 損害の賠償：

- 18-1 参加者は自分の参加バイク及びその付属品、ならびに会場の設備など、会場内の一切の品物の破損、紛失、又、観客、他の参加者に対する事故などに関して理由の有無を問わず各自その責任を負わなければならない。
- 18-2 参加者、ピットクルー、ヘルパーは主催者及び本大会スタッフが一切の損害賠償の責任を免除されている事を了承しなければならない。
また、主催者及び大会スタッフは、その役務に最善を尽くす事は当然であるが、その役務遂行によって発生した参加者の死亡、負傷、バイクの損害に対して、主催者及び大会スタッフは一切の責任を負わないが、参加者の死亡、負傷に対しては、大会で掛けている傷害保険を使う場合がある。

第19条 抗議及び抗議の提出：

- 19- 1 競技の参加者が主催者、大会役員、大会スタッフ、他の参加者などの決定、行為に対して不当に処遇されていると判断した場合は、これに対して抗議する権利を持つ。
- 19- 2 役務に就いている役員、スタッフは、たとえ抗議を提出されている場合でもそれとは関係なく、自分の権限と役無を遂行していかなければならない。
- 19- 3 抗議をしようとしている参加者は、抗議の対象となる競技の最終結果掲示後15分以内に抗議をしなければならない。
- 19- 4 主催者への抗議の方法は抗議内容を書面化し抗議保証金を添え大会本部へ提出することを持って正式な抗議とする。
大会本部は抗議を受理した時点で大会役員を招集し役員審議後正当な抗議と認められた場合のみ抗議保証金は返還される。
- 19- 5 抗議保証金は1抗議につき¥10000とする。
- 19- 6 大会運営に対する抗議は一切認めない。

第20条 本規則の解釈：

- 20- 1 本規則及び競技に関する異議は大会事務局あて質疑申し立てが出来る。
なお、この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

第21条 肖像権：

- 21- 1 本大会を対価を得て、テレビ、ラジオ、映画、雑誌等のマスコミやメディアを対象として公開することはすべて主催者の権限であり、主催者が本大会の広報のため、参加者の氏名写真等を使用することを大会参加者及び参加者付添人は、承諾し参加するものとする。

第22条 火気の取り扱い：

- 22- 1 会場で、火気を使用する場合は、必ずガスコンロやバーベキューコンロ使用し直火(焚き火)は禁止する。また、会場によっては、火気を使用できない会場もあるので、注意すること。
- 22- 2 火災防止のため、火気の取り扱いには十分注意することは、当然であるので火気の使用の際は、必ず消火器を用意すること。

第23条 ライダーの厳守事項：

- 23- 1 参加者はレース中この競技規則に従って行動し参加者及びチームメイト(同伴者)ピット要員もすべての行動に自覚と責任を持ち如何なる理由があれ妨害行為を行ってはならない。
オフィシャルに妨害行為と判定とされた選手は競技委員長によりペナルティ又は失格等の罰則が適用される。
- 23- 2 参加する選手は大会役員、コースオフィシャルの指示を厳守する事、この指示に従わぬ場合は出走拒否や失格等の罰則を適用する場合がある。
- 23- 3 参加者は競技参加中に起因して起こった傷害や死亡事故で被った障害に対して主催者及び大会役員、会場管理者に対し非難や責任の追求または損害賠償の請求は出来ない。
また、競技参加中に起因して起こった傷害や死亡事故で被った障害に対し大会で掛けている保険の範囲内の保険金が見舞金として支払われる場合がある。
- 23- 4 参加者は競技中または、大会参加中に薬品などによって精神状態をつくろったり、飲酒してはならない。
- 23- 5 選手交代は必ずピットエリアで行ないピットアウトからコースへ復帰しなければならない。
- 23- 6 ピットクレーよりボトル等を貰う場合も必ずピットエリア内で行うこと、コース上を走りながらの受け渡しは危険なので絶対に行わないこと。
- 23- 7 参加者は、競技中を問わず大会関係者や他の参加者に罵声等を浴びせるような事はしてはいけない。
もしも、他の参加者より大会本部へ申告があった場合、当該参加者から事情を聴き、競技委員長より失格等の罰則が適用される場合がある。
- 23- 8 大会に参加している者でレース中にイヤホン等で音楽を聴きながらレース走行をすることは、大変危険なので見つけた時点で失格とする。

第24条 ピットクレー及び競技中のサービス：

- 24- 1 ピットクレーによる競技中サービスはピットエリア内のみとする。
- 24- 2 やむをえず、コース上で応急的な修理を必要とする場合は、他車の走行の妨げにならない場所で選手自身が作業する事。但し選手の指示で部品や工具類を持っていくことだけは認める。
- 24- 3 上記のことが原因で発生した事故に関して主催者は一切責任を負わない。

第25条 ピットイン&ピットアウト:

- 25-1 ピットインするときは、他車の走行を妨げないように行いピットエリア内は十分に減速して走行すること。
- 25-2 ピットアウトするときは、ピットロード出口にて必ず安全確認の後コースインすること。
またコースオフィシャルの指示が有る場合にはそれに従う事。
如何なる場合でもコース上の選手が優先である。

第26条 リタイア:

- 26-1 競技中トラブル等でリタイアする場合は車両を速やかに他車の妨げとならないコース上に撤去し近くのコースオフィシャルに報告又は大会本部へ届け出ること、但しそれまでの周回数はレース終了時の集計時に競技結果となる。

第27条 競技コース/スタート方法/競技の終了/コースのショートカット及び逆走:

- 27-1 競技コース及びスタート方法は当日、現地にて主催者より発表する。
- 27-2 競技の終了は最終選手がチェッカーフラッグを受け規定時間に達した時にチェッカーフラッグオフィシャルが定位置を離れる事により競技終了とする。
- 27-3 コースは如何なる場合があろうとも絶対に逆走はしてはいけない。
- 27-4 競技中コースのショートカットは失格とする。またレース終了後発覚した場合、入賞していた場合には入賞を剥奪し、順位については除外する。

第28条 レースの成立

- 28-1 レースはスタートから予定の50%の時間を経過した時点で成立し、何らかの事情により中止する場合は、その時点での成績を持って決定される。
- 28-2 レースを天候等で短縮する場合は、大会当日の各レースライダーズミーティングで説明する。
但し、90分レースを短縮した場合でも3時間のレースは短縮しない場合もあり、また、その逆もある。

第29条 集計 計時 計測等:

- 29-1 計測は、計測チップで計測する。
- 29-2 計測用チップは、選手の両足の左右のいずれかの足首に外れないように固定すること。
万が一落とした場合は、計測不能とする。
- 29-3 計測チップを紛失 破損あるいは返却しなかった者は、実費精算(¥15000)となる場合がある。
- 29-4 計測チップは、レース終了後、必ず本部まで返却すること。
- 29-5 参加関係者は、レース終了後に出る、暫定順位結果表を確認しなければならない。

第30条 フラッグ合図:

- 30-1 スタート……スタートホーンまたは、日章旗
走行注意……黄旗(静止)危険である追い越しを禁止。
走行注意……黄旗(振動)非常に危険である停止準備。
ペナルティー…黒旗 指示された番号の車両はピットに入ること。
競技続行……緑旗 スタート後の競技を続行また、障害は除去された。
競技中止……赤旗 すべての車両はスタートラインの戻り即時完全に停止。
救急車両……白旗 コース内に救急車両あり追い越し禁止。
レース終了…黒/白チェッカー旗 競技終了。
なお、赤旗と黒旗は主催者又は競技委員長の指示によって行使される。

第31条 スタート方法:

- スタート方法は横一列スタート又はローリングスタートのいずれかのスタートとなる。
- 31-1 一列スタートのスタート方法はスタートライン内側に横一列に並びスターターの持つスタートホーンが鳴った時をスタートとする。
- 31-2 ローリングスタートのスタート方法は先導マーシャルバイクが参加車両を前後から挟みゆっくりとコースを1周しマーシャルバイクが外れて計測ラインでグリーンフラッグが降られた時をスタートとする。
- 31-3 上記のスタート方法は大会主催者、コースレイアウトによって大会当日に発表される

第32条 ライダーの装備:

- 32-1 ヘルメットは強度を損なう改造を行なってはならない。
- 32-2 レースに参加する選手の服装及び装備はレース中選手の安全を確保し操縦技術を妨げる服装や装備であってはならない。

第33条 競技の打ち切り 短縮：

- 33 - 1 参加者の安全確保上、または不可効力による特別な事情のため競技の実施あるいは続行が困難と予想される場合、大会委員長の判断により競技の延期、中止、打ち切りを実施する事が出来る。
- 33 - 2 競技が途中打ち切りとなった場合は、その時点での順位を最終結果とし競技は成立した事とする。この場合、各クラスの先頭車両を基準とする。
- 33 - 3 レース中に気象条件、その他の事情によりレースを短縮する場合は、場内アナウンスにより全選手に、伝えなければならない。

第34条 車両規定：

本車両規定は、会場ならびに周辺環境の保護と全ての参加者の安全を目的とするものであり競技の平等及び競技マナーは基本的に競技参加者に託すものとする。

- 34 - 1 参加車両は、一般市販スポーツバイクで改造については、著しく性能が変わるもの競技上安全性を損なうもの以外は自由とするが、仮装等での参加は、認めない。
- 34 - 2 ゼッケンは、自転車のシートポストへ指定されたゼッケンNOを見やすい位置につけること
また、計測チップを使用している場合は、ゼッケンを省略する場合がある。
- 34 - 3 その他競技上安全を損なうパーツ等の取り付けや改造はしてはならない。

第35条 総合仕様：

- 35 - 1 参加する全ての車両は安全に競技運営を行なうため、次の各項をみたしていなければならない。

第36条 参加自転車：

- 36 - 1 各クラスにおいてベースとなる車両は、国内外を問わず一般市販スポーツバイク（e-Bikeを含む）であること。

第37条 スタンド：

- 37 - 1 スタンドは取り外して出走する事を原則とするが、装着したままで出走する場合はスプリング脱落防止に有効な処置をしなければならない。

第38条 レースナンバー

- 38 - 1 参加する全ての車両はシートポストに主催者が指定したレースナンバーを取り付けなければならない
- 38 - 2 ゼッケンは主催者側で用意する、また、計測チップを使用している場合は、ゼッケンを省略する場合がある。

第39条 タイヤ：

- 39 - 1 タイヤに関してロード用のタイヤ装着を強く推奨する。
但し、リムサイズを変更することなく装着可能で走行中、車体の如何なる部分とも干渉しないこと。

第40条 シリーズポイント規定

- 40 - 1 シリーズポイントは参加選手ごとに付与し、チームで参加する場合は、申込み時の第1選手に付与する。また、第1選手の変更も出来るが、エントリー締め切り後1週間以内とする。
大会中や大会終了後の変更は、受付ない。
- 40 - 2 シリーズポイントは、参加台数により下記の表（40 - 3の表 1）の通りに与える。
- 40 - 3 シリーズチャンピオンのポイントで同ポイントの場合は、以下のようにする。
 - 1・・・[入賞回数の多い者]
 - 2・・・[最終戦の順位が上の者]
 - 3・・・[出場回数の多い者]

40-9(表 1)

台数 順位	26台以上	21~ 25台	16~ 20台	11~ 15台	6~ 10台	1~ 5台
1位	20	20	20	20	20	20
2位	17	17	17	17	17	17
3位	15	15	15	15	15	15
4位	12	12	12	12	12	
5位	11	11	11	11	11	
6位	10	10	10	10		
7位	9	9	9	9		
8位	8	8	8			
9位	7	7	7			
10位	6	6	6			
11位	5	5				
12位	4	4				
13位	3					
14位	2					
15位	1					

第41条 シリーズ表彰規定：

- 41-1 年間シリーズ表彰の条件としては、主催者が指定した第1戦と最終戦を含む4戦以上の出場者で各大会において上記の表により各クラスの年間獲得ポイント数が一番多い者に対しシリーズチャンピオンの称号を与え、Aシードと認定し固定のレースNOを付与する。また、二番目及び三番目の選手にはBシードと認定し固定レースNOを付与する。但し、悪天候や天災等により、開催が出来ない場合は、3戦以下でも認定をすることがある。
- 41-2 シリーズチャンピオン(Aシード)に認定された選手は、翌年の参加費を免除し、Bシードに認定に認定されたソロの選手は、参加料金の半額の参加費とし、チームの選手は、基本参加料金が半額となり追加料金のみで参加できる。
- 41-3 各シード選手で都合によりソロまたは、チームを変更したい場合は、その旨、事前に事務局に申請をした選手のみ変更を認めます。但し、90分から3時間への変更は認めるが3時間から90分への変更は認めない。

第42条 本規則の施行

- 42-1 本規則は、参加申込み時から施行する。
- 42-2 本規則及び競技に関する異議が生じた場合は大会委員長の決定をもって最終とする。
- 42-3 本規則に対する違反、虚偽申告に対する罰則は、出場拒否及び競技結果への減点もしくは失格とされ、大会委員長によって決定、宣言される。

第43条 大会を付帯する保険

- 43-1 本大会はエントリーフィーの中から下記の保険金の保険に加入している。
傷害保険 死亡時・・・300万円 入院時・1日3000円 通院時・1日1500円
- 43-2 上記傷害保険は、開催時に大会本部へ申請のあった者に対し見舞金として支払われるものとする。
- 43-3 事故があった場合は、大会の終了後までに大会本部へ届け出なければならない。
また、大会当日大会本部へ申告せずに、帰宅してその後大会事務局等へ申告をしても上記保険は、適用できない。

第44条 付 則：

- 44-1 本競技規則は予告無しに変更することがある。
- 44-2 本規則以外の規定 指示 変更は大会委員長より発表される。
- 44-3 上記以外の新規則等は、その都度随時記載しHPの競技規則書でも発表する。

追 記：

2019年 1月 7日 改訂
2019年 12月 9日 改訂(2020年版)
2020年 1月 23日 改訂
2020年 3月 16日 改訂

